日本司法支援センターの平成24年度業務実績評価

(「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」を踏まえて)

〇「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日付け政策評価・独立行政法人評価委員会 改正平成22年5月31日付け政策評価・独立行政法人評価委員会)

第1 基本的な視点

府省評価委員会の評価においては、対象となる個別の法人の業務の目的、内容、性格に応じて様々な評価の視点からの 議論が行われるが、当委員会における議論の蓄積を含む独立行政法人制度の施行後7年間の運用実績を踏まえると、少な くとも次の3点については、評価において共通に求められる基本的な視点ということができる。

- 1 法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価していること。
- 2 評価に際しては、常に、効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向していること。
- 3 法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民に分かりやすく説明することにより、法人業務 に対する国民の理解を深めることを志向していること。

当委員会としては、評価を行うことにより、法人の業務に係る政策目的が達成され、ひいては国民生活の向上が図られるべきであることを念頭に置き、上述3つの視点について、常に問題意識を持ちながら、府省評価委員会の評価結果の適正性が確保されているかについて評価を行うこととする。その際、当該評価が以下の各法人に共通する個別的な視点について適切に扱っているかを関心事項とする。

○「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」

(平成25年5月20日付け政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)

平成24年度における独立行政法人(以下「法人」という。)の業務の実績に関する二次評価については、「独立 行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「当 委員会」という。))に沿って行うこととするが、今般、これまでの取組等を踏まえ、二次評価に係る作業を一層効果 的、効率的に行うものとし、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下 によるものとする。

1. 二次評価において重点的にチェックする事項(重点事項)(抄)

(1)対象

平成24年度業務実績の二次評価においては、次の業務等に係る一次評価結果について重点的にチェックする こととし、(2)に掲げる観点に特に留意して行う。

② 管理運営等関係

〇 内部統制

法人にとって優先的に対応すべき重要な課題(リスク)の把握及び対応状況

〇 保有資産

法人の保有する宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設に係る見直し状況

③ 当委員会の指摘関係

(2)に記載する勧告の方向性及び二次評価における指摘事項

<u>2. 点検事項</u>

- 1の重点事項以外の一次評価結果を点検事項とし、次の観点に特に留意する。
- <u>・ 中期目標等に記載されたすべての業務等について、その達成状況を把握するための指標を明らかにした上で</u> 評価を行っているか。
- ・ 中期目標等に記載されたすべての業務等について、その実施状況を明らかにした上で評価を行っているか。
- 目標を達成していない業務等について、その要因等を明らかにした上で評価を行っているか。
- <u>・ 評価項目中のすべての業務実績について、評価結果との関係性を明らかにした上で評価を行っているか。</u>

「評価の視点」の記載	「具体的取組」の記載	これらの事項に関連する支援センターの報告(要旨)	当評価委員会の評価
第2 各法人に共通する個別的な視点	1. (2)具体的な観点		
1 政府方針等			
〇法律, 閣議決定及びその他政府の種々の改革方針(以下「政府方針」という。)において, 法人が当該年度に取り組むこととされている事項についての評価や, 府省評価委員会が取り組むこととされている評価が, 的確に行われているか。			
〇当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち, 当該年度において取り組むこととされている事項や, 当委員会が府省評価委員会に通知した年度業務実績評価意見において指摘した事項についての評価が的確に行われているか。			
〇当委員会がこれまで府省評価委員会に示してきた業務実績評価に関する関心事項等を踏まえた評価の取組が行われているか。			
〇法人の業務等に係る国会審議,会計検査,予算執行調査等の 指摘事項等を踏まえた評価が行われているか。			

「評価の視点」の記載	「具体的取組」の記載	これらの事項に関連する支援センターの報告(要旨)	当評価委員会の評価
2 財務状況			
(1) 当期総利益(又は当期総損失)			
〇当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また, 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で, 当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し, 業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。		平成24年度の当期総損失は18,017,062円であり、その発生要因はファイナンス・リース取引及び資産除去債務による影響である。当該要因は支援センターの業務運営に問題等があることによるものではなく、当該要因を除いた当期総損益は0円である。	適切に業務運営されているものと認める。
(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)			
〇利益剰余金が計上されている場合, 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。			
〇繰越欠損金が計上されている場合, その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合, 未策定の理由の妥当性について検証が行われているか(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の, 同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む)。さらに, 当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。		平成24年度の繰越欠損金は70,397,407円であり,発生要因は 当期総損失と同様である(当該要素を除いた繰越欠損金は0円 であるため,解消計画を策定する必要はない。)。	適切に業務運営されているものと認める。
(3) 運営費交付金債務			
〇当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執 行率が高い場合において, 運営費交付金が未執行となっている 理由が明らかにされているか。		運営費交付金の未執行率は26.7%である。主な未執行理由は、民事法律扶助業務の代理援助において、①平成22年6月の貸金業法の改正以降、多重債務案件の減少傾向が持続していること、②東日本大震災の被災者に対する援助の一部について、東日本大震災法律援助の実績に計上されていることにより、予算件数よりも減となったこと、③東日本大震災法律援助についても、被災者による代理援助の利用が想定よりも少なかったことによる支出の減少等である。	適切に業務運営されているものと認める。
〇運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との 関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が 適切に行われているか。		運営費交付金の未執行の主たる原因である民事法律扶助の代理援助件数の減少は,新規法制度(改正賃金業法による総量規制等)の実施による影響が継続したことや東日本大震災の被災者による代理援助の利用が想定よりも少なかったためと考えられ,やむを得ない。	運営費交付金の未執行の主たる原因である 民事法律扶助の援助件数の減少は,新規法制 度の実施による影響等の外部的要因によるも のと認められ,支援センターが何らかの業務運 営上の意図をもって件数を抑制したわけではな い。未執行と業務運営との関係について,この ような分析を行った上で,平成24年度業務実績 評価を実施している。

「評価の視点」の記載	「具体的取組」の記載	これらの事項に関連する支援センターの報告(要旨)	当評価委員会の評価
3 保有資産の管理・運用等	〇 保有資産		
(1) 保有資産全般の見直し			
ア実物資産			
〇実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直しの状況及び結果についての評価が行われているか。 見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。		実物資産として保有しているのは、購入した事務機器、役務契約によって開発された業務システム及び事務所開設時等における工事に伴って付加された建物付属設備である。いずれも、それぞれの契約を行うに際して、保有の必要性及び数量等についての検討を行っており、全て有効に活用している。	適切に業務運営されているものと認める。
〇政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産について の処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状 況や進捗状況等についての評価が行われているか。		該当なし。	
	① 重点事項別の観点 ●「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「見直し実施計画」という。)を踏まえた見直しの実施状況を明らかにした上で評価を行っているか。 ●見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。	宿舎は全て借上物件であるところ,借上げに際しての一定の基準を定めており,借上げの必要性に加え,立地場所及び必要面積等についても十分な検討を行っている。なお,不要になった場合には,他の活用方法(他の職員への貸与等)についての検討を行い,その必要性がないと判断した場合には,速やかに借上契約を解除するなど,適切な管理・運用を行っている。	適切に業務運営されているものと認める。
	④ 過去の指摘等の反映状況に係る観点 ●当委員会の累次の指摘や政府方針、会計検査院等 において取り組むべきとされた事項について、その進捗 状況を明らかにした上で評価を行っているか。	該当なし。	
イ金融資産			
〇金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性についての評価が行われているか。		金融資産として保有しているのは, 現預金及び民事法律扶助 立替金債権のみである。	適切に業務運営されているものと認める。
○資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。			

「評価の視点」の記載	「具体的取組」の記載	これらの事項に関連する支援センターの報告(要旨)	当評価委員会の評価
ウ 知的財産等			
○特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の 検討状況についての評価が行われているか。		該当なし。	
〇検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。			
(2) 資産の運用・管理			
ア実物資産			
〇活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。 その妥当性についての評価が行われているか。		購入した事務機器につき、当初配備した先で必要がなくなった場合には、有効活用を図るため、他の事務所等への供用換えを行っている。そのほかのリース物品についても、リースの必要性及び数量等についての検討に加え、購入した事務機器と同様に有効活用を図るため、リース期間中に必要がなくなった場合には、他の事務所等への供用換えを行っている。また、宿舎・事務所は全て借上物件であるところ、不要になった場合には、他の活用方法についての検討を行い、その必要性がないと判断した場合には、速やかに借上契約を解除するなど、適切な管理・運用を行っている。したがって、活用状況等が不十分な実物資産はない。	適切に業務運営されているものと認める。
〇実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の 取組についての評価が行われているか。		実物資産の管理の効率化については上記のとおり。また,運用により自己収入の増加を図ることができるような実物資産は保有していない。 その他の自己収入の向上に係る取組については,業務実績報告書及び項目別自己評価表のとおり。	実物資産の管理の効率化については上記のとおり。なお、実物資産の運用に係るもの以外の自己収入の向上に係る法人の取組についての評価は、項目別評価及び総合評価により別途行なっている。
イ金融資産			
a) 資金の運用			
○資金の運用について、次の事項が明らかにされているか。(ii については事前に明らかにされているか。) i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)		該当なし(定期預金を積み立てているのみであり, 投資目的の 資産運用は行っていない。)	
○資金の運用体制の整備状況についての評価が行われているか。		該当なし。	
○資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。		該当なし。	

「評価の視点」の記載	「具体的取組」の記載	これらの事項に関連する支援センターの報告(要旨)	当評価委員会の評価
b) 債権の管理等			
〇貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。		立替金債権について、本部において基本的かつ統一的な債権 管理・回収計画の骨子を作成して地方事務所に提示し、地方事 務所は、これを踏まえた債権管理・回収計画を策定している。	評価は,項目別評価及び総合評価により別途 行っている。
〇回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。		滞納債権については、コンビニ督促(コンビニエンス・ストアで納付することのできる支払用紙を兼ねたはがきを送付する督促)、郵便による督促、電話による督促、自宅訪問、被援助者に対する償還の意識付けの徹底、被援助者の状況を踏まえた継続的な償還の促進等の取組を行っている。このうち、特に初期滞納者に対するコンビニ督促の効果が大きく、取組の結果、約億3,900万円を回収した。また、平成24年度は、新たに、長期滞納者を対象に支払督促の申立を実施して取組を強化した。貸倒懸念債権・破産更正債権等の金額は増加しているが、民事法律扶助事業による援助の対象者は、基本的に資力に乏しい者であり、立替金の完全な償還を必ずしも期待することができない者が少なくなく、事業の性質自体から、一定程度の貸倒れが生じることはやむを得ない面があると考えている。さらに、昨今の社会経済情勢の悪化による影響から、償還が困難なほどに資力に乏しい被援助者が増加していることも予想され、これが貸倒懸念債権の増加の原因になっていると思われる。また、平成23年10月以降、東日本大震災の被災者について償還猶予を可能としたことや、同24年4月から東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの特例に関する法律が施行され、一定の被災者については事件進行中の償還猶予が義務付けられたことも、増加の原因であると推認される。	評価は,項目別評価及び総合評価により別途 行っている。
〇回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行 われているか。		現在,各地方事務所における債権管理・回収計画と同実績等について調査中であり,今後,回収状況を分析して見直しの必要性を検討する予定であるが,長期滞納化防止という観点から,回収計画を適宜見直していく必要があるとの認識である。	適切に業務運営されているものと認める。 なお,回収計画の内容に係る評価は,項目別 評価及び総合評価により別途行っている。
ウ 知的財産等			
〇特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。		該当なし。	
〇実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための 取組についての評価が行われているか。		該当なし。	

「評価の視点」の記載	「具体的取組」の記載	これらの事項に関連する支援センターの報告(要旨)	当評価委員会の評価
4 人件費管理			
(1)給与水準			
 ○国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ●給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ●法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 		給与水準は、国家公務員との比較指標において100ポイントを 下回っている(平成24年度は、81.6ポイント)。	適切に業務運営されているものと認める。
〇国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人 について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与 水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。		支援センターは、総合法律支援法に基づいて設立された法人であり、その業務の性質上、国の財政支出の占める割合が高いものとなるが、上記のとおり、その給与水準は、国家公務員の給与水準と比較して低い指数を示している。	適切に業務運営されているものと認める。
(2) 総人件費			
〇取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかに ついて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。		該当なし(支援センターは, 平成18年度に新たに設立された法人であること等から, 総人件費改革の対象法人とされていない。)。	
(3) その他			
〇法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業 務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直し が行われているか。		福利厚生費(法定外福利費)としては、①健康診断費用・人間ドック費用の一部助成、②婦人がん検診費用の一部助成、③産業医の委託費用及び④健康サポート委託経費を計上しているのみであり、レクリエーション経費は計上していない。これらは、総務省策定に係る「平成24年度における人事管理運営方針」の内容と合致するものであり、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点から見て妥当である。	適切に業務運営されているものと認める。
5 契約			
(1) 契約に係る規程類、体制			
〇契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の 適切性等、必要な評価が行われているか。		契約に係る規程類は適切に整備されている。 平成24年度における運用については、業務実績報告書のとお り。	適切に業務運営されているものと認める。
〇契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執 行等の適切性等、必要な評価が行われているか。		契約事務手続に係る執行体制及び審査体制は,適切に整備されている。 平成24年度における運用については,業務実績報告書のとおり。	適切に業務運営されているものと認める。

「評価の視点」の記載	「具体的取組」の記載	これらの事項に関連する支援センターの報告(要旨)	当評価委員会の評価
(2) 随意契約見直し計画			
〇「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた 具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。		各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。また、随意契約による場合においても、一般競争入札の場合と同様、予定価格を設定するに際し各種資料を参考にしており、契約金額が適正なものとなるよう努めているほか、少額随意契約による場合には、見積り合せ方式によるなどして、経費の節減を図っている。	適切に業務運営されているものと認める。
(3) 個々の契約			
〇個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。		平成24年度における個々の契約の状況については、業務実績報告書別紙4「平成24年度日本司法支援センター契約状況表」及び同附属説明書記載のとおり。	適切に業務運営されているものと認める。
6 内部統制	〇 内部統制		
〇内部統制(業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価が行われているか。 (注)内部統制に係る取組については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に取りまとめた報告書を参考とする。		平成22年度に制定した役職員の行動指針である「法テラス運営理念」を徹底させるため、運営理念を掲げたポスターの掲示や、運営理念を印刷したカードを携帯させるなどの取組を行った。また、ガバナンス推進委員会による業務・組織体制の構築・運用状況や規程・通達等の実施状況及びコンプライアンス体制構築の点検、改善策の検討を行い、コンプライス・マニュアルを作成し、全職員へ周知した。詳細は業務実績報告書のとおり。	評価は,項目別評価及び総合評価により別途 行っている。
	 ● 黒魚事頃別の観点 ● 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)(注)のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価を行っているか。 (注)課題(リスク)としては、例えば、経済市況の変動による運用成績の悪化、人材の流出等による事業実施の困難化、利用者や取引先の不正による損害、自然災害による人的・物的被害の発生等が表えられる。 	・ 支援センターの課題と、業務の実施において予見されるリスクを明確にし、計画的な対応を図るため、本部の各課室については執行部会、地方事務所についてはブロック協議会において報告を求め、当面の課題に関する進捗状況を把握した上で、取組の遅れている課題については必要な対策を講じている。・ 地方事務所・地域事務所等に対する定期内部監査の際には、各課・室によるリスク評価を踏まえた項目別チェック・リストを作成し、これに沿った監査を実施している。・ ガバナンス推進委員会による業務・組織体制の構築・運用状況や規程・通達等の実施状況及びコンプライアンス体制構築の点検、改善策の検討を行う中で、リスクの洗い出しを行い、その結果については、平成25年度以降の業務運営に反映させていくことを予定している。	評価は,総合評価により別途行っている。 なお,その過程において,監事監査指摘項目 等も参照している。

「評価の視点」の記載	「具体的取組」の記載	これらの事項に関連する支援センターの報告(要旨)	当評価委員会の評価
7 関連法人			
〇法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。		該当なし。	
○関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。 (注)関連法人:特定関連会社、関連会社及び関連公益法人(「独立行政法人会計基準」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会)第103連結の範囲、第114関連会社等に対する持分法の適用、第125関連公益法人等の範囲参照)			
8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価			
〇中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・ 業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。		平成21年12月24日付け法務大臣決定「日本司法支援センターの中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて」で指摘された項目については、第二期中期計画に盛り込まれ、これに基づき年度計画が立てられている。	主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提に策定された中期計画に基づく評価を行っている。
9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価			
〇法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析 し、評価しているか。		理事長は、様々な機会において、役職員に対するメッセージを送り、支援センターの任務達成のための努力を呼びかけているほか、他の役員においても、理事長がリーダーシップを適切に発揮できるような環境を整備している。また、その他の役職員の創意による業務改善も進めている。	評価は,項目別評価及び総合評価により別途 行っている。